

次期計画策定に向けた調査について

介護保険法（第117条第5項）において、「市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その他置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めること」とされています。

本市においては、次期計画となる第7次ほくとゆうゆうふれあい計画（計画年度：令和6～8年度）の策定に向けて、令和4年度において次の各種調査を実施します。

| 調査の種類 | 調査目的 | 調査対象 | 調査手法 | 調査実施期間 | 調査予定件数 | (参考) 前回調査件数等 |
|---------------------|--|---|-----------|-------------------------------|--------|----------------------|
| ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 日常生活や社会参加の状況、今後のサービスニーズを把握し、次期介護保険事業計画の策定の基礎資料とすること | 令和4年11月1日現在で、北杜市在住の65歳以上の一般高齢者・要支援者から無作為抽出 | 郵送配布、郵送回収 | 令和4年12月 | 3,000件 | 2,157件 (回収率71.9%) |
| ②在宅介護実態調査 | 「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の検討材料とすること | 在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた者 | 郵送調査 | 令和4年10月～令和5年2月（8月更新申請分から調査対象） | 500件 | 600件 |
| ③事業所調査 A:介護事業所調査 | 市内介護事業所の現状や人材確保の状況を把握し、次期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料とすること | 北杜市内の介護事業所 | 郵送配布、郵送回収 | 令和4年10月～令和4年11月 | 53件 | 40件 (回収率75.5%) |

| 調査の種類 | 調査目的 | 調査対象 | 調査手法 | 調査実施期間 | 調査予定件数 | (参考) 前回調査件数等 |
|----------------------|---|------------------------------------|-----------|-----------------|--------|--------------|
| ④事業所調査 B:在宅生活改善調査 | 「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討 | 居宅介護支援事業所、小多機、看多機 | 郵送配布、郵送回収 | 令和4年10月～令和4年11月 | 53件 | 前回なし |
| ⑤事業所調査 C:居所変更実態調査 | 過去1年間の新規入居・過去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討 | 介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームを含む) | 郵送配布、郵送回収 | 令和4年10月～令和4年11月 | 53件 | 前回なし |

○調査票について

8月に開催された国の説明会において示された調査票の設問項目については、前回の計画策定時と変更はありません。そこで、本市独自の設問項目を加えた前回の調査票をもとに、事前に各担当者による内容の確認を行い、今回の調査票案を作成しました。

国において、コロナ禍における設問項目の削減等について自治体の判断に委ねるところもあり、在宅等での調査時間の短縮、郵送調査における記入者の負担等も考慮し、新たな設問項目についても、極力負担のないように追加したところであります。

また、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年変化や他地域との地域間比較が可能となることから、調査後、データ登録を行うことが求められており、国が示した必須項目・オプション項目の変更は原則できないことになっています(調査票の黄色マーカーのついた問が該当する設問です)。

今回の調査票案をたたき台にして、委員の皆さまのご意見等をいただきながら、次期計画策定に向けた調査票を作成し、調査を行ってまいります。